死刑執行に抗議する会長声明

本年６月２７日、東京拘置所において１名の死刑が執行された。

これに対し、当会は強く抗議するとともに、速やかに死刑制度の廃止に向けた立法措置を講じ、死刑制度が廃止されるまでの間、死刑執行を停止するよう、政府及び国会に対して求める。

今回死刑が執行されたのは、２０１７年（平成２９年）８月から１０月にかけて９名の被害者を殺害等した者である。犯罪に対しては強い非難が向けられるべきであり、とりわけ人が人を殺める犯罪行為は、いかなる事情があっても決して許されるものではない。大切な家族を突然奪われた被害者遺族の苦しみ悲しみは、想像の及ぶところではない。

しかし、いかなる犯罪者であっても、生命権は保障され、死刑によってその生命を奪われてはならない。日本国憲法第１３条は、生命に関する権利（生命権）について、公共の福祉に反しない限り最大の尊重を必要とする旨を明言するところ、死刑制度は紛れもなく生命権に対する制約である。生命権は「人が生きる権利」そのものであり、すべての基本的人権は、人が生きているからこそ意味を持つものばかりである。その意味で、生命権はすべての基本的人権の基礎となる最も重要な人権である。しかも、生命権はひとたび奪われてしまうと、これを回復することは何人にも不可能である。そして、確定死刑囚も、国民ないし人間として生命権の享有主体であることに疑いはなく、死刑制度は常に人権問題を内包している。

かつて最高裁１９４８年（昭和２３年）３月１２日大法廷判決は死刑制度を合憲と判断したところ、同判決は、当時、多数の文化国家が死刑存置国であることを前提としていた。しかし、現代においては多数の文化国家が死刑存置国であるという前提はすでに崩れている。また、死刑が終身刑より凶悪犯罪の防止に効果的といえる根拠はないことが国連人権高等弁務官事務所（ＯＨＣＨＲ）により報告される等、凶悪犯罪の抑止効果があるのかも疑わしい。そうであるならば、少なくとも多数の文化国家が死刑廃止国となった現代社会においては、死刑制度に関し憲法第１３条違反の疑いを拭い去ることはできない。憲法違反の疑いを残したまま、回復不能な生命を奪うことは決して許されない。よって、仮に犯罪者であってもその生命権を保障している多数の文化国家と同様に、我が国においても死刑制度は廃止されなければならない。

日本弁護士連合会は、２０１６年（平成２８年）に開催された第５９回人権擁護

大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、国に対し、死刑制度の廃止を目指すべきであることなどを求めてきた。当会は、これまでにシンポジウムや学習会を開催して死刑問題に関する見識を深めるとともに、意見交換を重ね、２０２３年（令和５年）２月２２日には、死刑制度は憲法第１３条違反の疑いを拭い去ることができないことを理由に、死刑制度の廃止等を求めることを決議した。同決議では、死刑制度の廃止及び廃止が実現するまでの間の死刑執行の停止を国に対し求めた。また、国会議員、学識経験者、警察・検察出身者、弁護士、経済界、労働界、被害者団体、報道関係者、宗教家及び文化人らから構成される「日本の死刑制度について考える懇話会」が、２０２４年（令和６年）１１月１３日付報告書にて、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を早急に設置することを委員全員一致で提言していた。それにもかかわらず、同提言に真摯に向き合うことなく死刑が執行されたことは、遺憾である。

　したがって、当会は、国に対して、今回の死刑という刑罰の執行について強く抗議するとともに、速やかに死刑制度の廃止に向けた立法措置を講じ、死刑制度が廃止されるまでの間、死刑執行を停止するよう、政府及び国会に対して求める。

２０２５年（令和７年）７月２４日

長崎県弁護士会
会長　岡　田　雄一郎